

第5回 環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会

令和4年3月29日（火）

10:00～12:00

場所：オンライン開催

議 事 次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) 環境保全型農業直接支払交付金における電子申請について
 - (2) 環境保全型農業の持続的な推進に向けた方向性の検討について
(アンケート詳細案)
 - (3) 中間年評価の構成について（案）
 - (4) その他
4. 閉会

午前10時00分 開会

(事務局) 委員の皆様方おそろいですので、ただいまから第5回環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインによる開催とさせていただきます。御不便等をお掛けしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日のオンライン会議では通信環境の確保のため、三石委員長を除いて御発言の際以外はビデオをオフにして御参加いただきますようお願いいたします。御発言される場合には、ビデオをオンにした上で画面に向かって挙手をお願いいたします。

議事に先立ちまして、生産振興審議官の安岡より御挨拶させていただきます。

(事務局) おはようございます。生産振興審議官の安岡でございます。

環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会ということで、開催に当たり一言御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。オンラインの開催ということで、できれば直接お会いをしているような御意見をお聞きしたかったところがございますけれども、御不便をお掛けしますが、今回もよろしくお願いいたします。

さて、先週3月22日には、令和4年度の予算が成立をいたしました。今回の予算では、みどりの食料システム戦略の実現に向けた予算ということで、みどりの食料システム戦略の推進のための交付金を新たに創設し、有機農業など地域でまとまって環境保全型農業に取り組むような取組への支援や、栽培暦など地域の栽培体系の見直し、さらには消費・流通といった各段階の取組の転換、そして、イノベーションの推進といった様々な施策を新たに実現するための予算を確保したところがございます。

また、今国会ではみどりの食料システム戦略の実現に向けた法案を提出し、御審議を頂いているところです。ちょうど明日にもまた農林水産委員会で議論があるというところですが、この交付金に関しても様々な御議論を頂いております。現場の様々な声、そして、今日の委員の皆さんの声を改めて聞きながら、また国会の議論なども踏まえつつ進めていくことが重要だと改めて考えているところがございます。

さて、令和4年度には環境保全型農業直接支払交付金が第2期対策の中間年を迎えます。令和4年度予算では、この直接支払交付金については2億円増の26.5億円ということで確保させ

ていただきまして、また、この中では新たに有機農業に取り組む農業者への技術指導を行う際の加算措置なども新設しているところがございます。まずはこうした予算をしっかりと活用して、現場の環境保全型農業の更なる推進をしっかりと進めていきたいと考えております。

今日の委員会では令和4年度に実施する中間年評価に向けて、本年度に行った調査結果を御報告しながら、さらには令和4年度に行う調査計画の御提案をさせていただいて、皆様に御議論いただくというところがございます。

本日も委員の皆様方におかれましては、本交付金の更なる推進、さらには、調査を始めとした適切な実施に向けて様々な角度から御意見を頂ければと思っております。みどりの食料システム戦略などいろいろ議論が進んでいる正にそのときでございますので、皆さん方には引き続きお力添えをお願いいたしまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。

審議官は都合によりここで退席させていただきます。

まず初めに、委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。

明治大学農学部教授の市田委員でございます。

(委員) 市田です。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 千葉大学名誉教授の犬伏委員でございます。

(委員) よろしく申し上げます。

(事務局) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門農業生態系管理研究領域生物多様性保全・利用グループグループ長補佐の大久保委員でございます。

(委員) 大久保です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 京都大学大学院公共政策連携研究部教授の岡委員でございます。

(委員) 岡です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 農業ジャーナリスト・フリーアナウンサーの小谷委員でございます。

(委員) 小谷です。お願いします。

(事務局) 一般社団法人環境パートナーシップ会議副代表理事の星野委員でございます。

(委員) 星野です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

(事務局) 宮城大学食産業学群教授の三石委員長でございます。

(委員) 三石です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 当省側の出席者についてはお手元の資料を御参照いただきますようお願い申し上げます。

げます。

なお、農業環境対策課長の佐藤は都合により欠席させていただいております。

(事務局) 初めに資料を確認させていただきます。事前にお送りいたしました資料を御確認ください。

資料は、まず議事次第と出席者の一覧、配付資料一覧がございます。以降は資料番号を付しておりますが、資料1としまして第4回委員会での主な御意見、資料2としまして環境保全型農業直接支払交付金における電子申請について、資料3としまして環境保全型農業の持続的な推進に向けた方向性の検討について、資料4としまして中間年評価の構成について、資料5-1としまして令和4年度環境保全型農業直接支払交付金の概要、資料5-2としまして令和4年度環境保全型農業直接支払交付金の紹介がございます。

また、参考資料としまして環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会設置要領、環境保全型農業直接支払交付金の取組事例、都道府県中間年評価報告書様式案、令和3年度環境保全型農業効果調査委託事業結果概要がございます。もし不足している資料がございましたらお知らせください。メールで送信いたします。

次に、幾つか注意事項がございます。

本日の会議は公開の会議です。資料及び議事録も原則として公開することになっております。議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で御発言の委員のお名前は伏せた上で後日公開することになりますので、よろしくお願いたします。

また、委員の皆様のご通信や音声等にトラブルが生じた場合は、チャットでお知らせいただくか、事務局まで御連絡をお願いいたします。

オンラインで傍聴の皆様におかれましては、カメラとマイクをオフにして御参加いただき、御発言、会議の録音・録画は御遠慮いただきますようお願い申し上げます。注意事項をお守りいただけない場合にはオンライン会議室より退室いただく場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議事を開始いたします。

なお、事前にお知らせしたとおり冒頭のカメラ撮影、画面キャプチャーはここまでといたします。御協力よろしくお願いいたします。

これ以降の議事運営は三石委員長にお願い申し上げますが、本日はオンライン開催ということもあり、三石委員長のインターネット接続に問題が生じた場合は事務局で適宜フォローさせていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、三石委員長、お願いいたします。

(委員) それでは、議事を始めたいと思います。

本日の議題の一つ目です。環境保全型農業直接支払交付金における電子申請について、これについて事務局の方から御説明をお願いします。

(事務局) まず、資料1の第4回の委員会での主な意見ということで先に振り返りということになりますけれども、まず御説明をさせていただきます。

1点目、掛かり増し経費の調査は経営規模にも着目すべき、併せて2点目で調査については環境保全型農業を断念した農業者に対しては、何があれば継続できたかという視点を含めて調査すべきという御意見を頂いてございます。

こちらにつきましては、後ほど資料3でアンケート調査について御説明させていただきます。

それから、3点目、地球温暖化防止と生物多様性保全のトレードオフにも着目すべきという御意見を頂いたところでございますが、こちらにつきましては、今年度委託事業の方で関連の調査を実施してございます。こちらについては資料4で結果を御報告させていただければと思っております。

それから、4点目と5点目でございます。まず4点目ですけれども、周囲の取組圃場で発揮された環境保全効果にフリーライドできると考える人が現れると、将来的な取組の広がりが頭打ちになる懸念はないかという御意見を頂いてございます。それから、5点目で環境保全型農業への取組を通じて地域の農業が活性化しているといった波及効果を検討できないかという御意見を頂いたところでございます。

こちら2点につきましては、地域との連携や地域農業への波及効果といった視点も考慮した方がよいという御意見でございました。このような視点はすぐに定量的な評価を行うということは難しい面もございますけれども、引き続き地域の取組の情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

例えば今回参考資料として取組事例集の方を作成したところでございます。こちらの右側に記載してございますけれども、地域におけるその他の取組という欄を今回設けさせていただきました。地域における環境保全型農業の推進や、消費者への情報発信、地域の活性化などの取組についてSDGsの視点も含めて事例を収集して、掲載しているところでございます。

それから、6点目でございます。生物多様性に関する国際的なイニシアチブを考慮することが重要というご意見と、今後の生物多様性の評価では、市民の活動との連携も考慮してはどうかというご意見でございます。こちらにつきましては、生物多様性保全効果の考え方について

今回の資料4で反映してございますので、後ほどまた改めて御説明させていただきます。

それから、7点目、環境保全型農業の意義や成果を農業現場や海外に向けて情報発信していくべきという御意見を頂いてございます。こちらにつきましては、情報発信は今後もみどりの食料システム戦略を踏まえて、アジア・モンスーン地域の環境保全型農業の成果として発信していくことを検討してまいりたいと思っております。

それから、8点目と9点目でございます。8点目でございますが、環境保全型農業の取組につきましては、農地における温室効果ガスの排出削減・吸収以外にも様々な副次的側面があるため、どのような取組を行えばよりよい効果が発揮されるかを総合的に考えていくことも重要という御意見を頂いてございます。

それから、9点目につきまして、地域の特性によっても実施しやすい取組や実施しにくい取組もあるため、地域の特性に応じて取組を推進していくことが重要という御意見を頂いております。こちらの2点、取組による様々な副次的な側面を考慮したり、地域特性に合った取組を推進していくことが重要といった御意見につきましては、資料4で副次的効果をまとめておりますので、そこで改めて御説明させていただければと思っております。

最後に10点目でございますが、インベントリにおけるメタン排出量の算定で稲わらを秋にすき込むと想定されている地域においては、秋耕の調査結果の見せ方を検討する必要があるという御意見を頂いております。秋耕による温室効果ガス削減の効果の見せ方につきましては、令和4年度に実施します温暖化防止効果調査の結果を御報告する際に、改めてこのことを踏まえて御提案等をさせていただければと思っております。

まずは前回の振り返りということで、頂いた意見について回答させていただいたところでございます。

続きまして、資料2の方でございます。環境保全型農業直接支払交付金における電子申請についてでございます。

こちらはこの委員会では御報告という形にさせていただきます。申請手続の電子化ということでございます。環境保全型農業直接支払交付金につきましては電子申請を開始するということで、これまでの委員会の中でも御報告させていただいたところでございますけれども、農林水産省におきましては、申請者の利便性の向上を目指して所管する法令に基づく交付金の申請をオンラインで行うことができる電子申請システムである「農林水産省共通申請サービス」通称eMAFFといいますが、こちらを令和2年度に構築したところでございます。環境保全型農業直接支払交付金につきましても、令和4年度よりこの電子申請サービスを利用した電子申

請の受付を開始するというところでございます。

なお、令和4年度時点では、市町村によってまだ電子申請の方に対応していない地域、市町村もございますので、御留意いただければと思っております。

資料の右下にeMAFF、電子申請のオンライン申請のメリットということで記載しております。

まず、申請者が窓口などへ行かなくても自宅や職場から申請ができるということでございます。また、このeMAFFの電子申請システムの方に申請情報が蓄積されるため、まず紙で管理する手間が省けるという利点がございます。さらには、一回申請していただくと随時このシステムの方に申請情報の方が蓄積されてまいりますので、申請者においては次回申請する際にこのデータを使えることとなりますので、作業等が楽になります。

また、市町村、都道府県の審査者につきましても、過去データがこのシステムに蓄積されてまいりますので、それを容易に検索・参照できるということになり、審査の方も効率的にできるというメリットがございます。

主なメリットは以上でございます。

続きまして、これまでの対応及び今後の予定ということでございます。

これまでの委員会の中で、電子申請に当たりましては、試行テスト等を実施する旨御報告をさせてもらっていたところでございます。まず、電子申請システムの構築に当たりましては、令和2年度から3年度にかけて申請画面の設計等をやったところでございます。それから、令和3年12月から令和4年1月にかけて、このシステムのテスト環境におきまして8道県、9市町村、9農業者団体、計26組織の御協力を頂いて試行運用を実施したところでございます。この試行運用を実施しまして、出てきた改善意見等を踏まえ、更に申請画面等を改修しまして、令和4年度から本格運用・電子申請を開始するというところでございます。

それから、このシステムにつきましては、今後更なる機能拡充をする予定ということになってございます。このシステムの機能拡充に合わせて、今現在構築してございます申請画面等の機能向上を図っていきたいと思っております。

それから、下の図で一番右側にeMAFF地図というものがございます。こちらについては、今後、農林水産省で別途、開発するという予定にしてございますけれども、こちらと連携しつつ更なる利便性の向上を図っていきたいというものでございます。このeMAFF地図と連携を図るということで何が効率的になるかという点でございますけれども、このeMAFF地図につきましては地図情報、いわゆる筆ポリゴンと言われている圃場単位の地図情報でござい

す。こちらに農地の状況だとか農地面積だとか蓄積されていくようなイメージで今開発されているところがございます。

本交付金におきまして、将来的にeMAFF地図と連携が図れた際にどのような利便性の向上等の効率化につながるかという点でございますが、まずこの交付金につきましては、特に市町村において圃場の特定や面積の確認等をするわけですが、これらの作業がこの地図情報によって容易になることが期待されます。さらに、農業者の申請に当たっては、これまでこの交付金に取り組む農地の地図等を紙等を出していただいたところでございますが、こちらも申請者である、農業者の方がこちらにアクセスしてご自身の圃場をクリックして選択していただければ、それがシステムにデータとして登録され、今まで紙で出していたものがデータ上で特定できるといったこともできるようになるのではないかと構想しているところがございます。

さらには、この交付金は特に市町村の方で一番手間が掛かるというところは取組状況の確認という点でございます。その圃場で何を植えているか、どんな環境保全型農業の取組を行っているかという実施状況を現地、圃場に行ったりして確認しているという状況でございますけれども、かなりここに時間が取られているという声も聞いてございます。まだ構想の段階ではございますけれども、この地図上において航空写真だとか衛星データを取り込むことによって、わざわざ現地に行かなくてもシステム上で取組状況だとか、そういったものが確認できるということを構想として考えております。こちらが構築されれば特に市町村の方の事務負担が軽減できるというふうに考えてございます。これはまだ構想段階でございますけれども、こちらと連携を図っていきたいと考えてございます。

参考で電子申請システムのイメージを掲載しております。こちらは参考にしていただければと思っております。

以上で今回の委員会では御報告という形になりますけれども、私からの説明は以上となります。

(委員) どうもありがとうございました。本件は報告事項ですね。

それでは、ただいま御説明があった内容について委員の皆さんの方から御意見、御質問等があればお願いいたします。

本日オンライン会議ですので、発言されるときはビデオをオンにした上で画面に向かって挙手いただいて、その上でお名前をおっしゃって発言を頂ければと思います。手のしるしを一緒にクリックしていただけると見逃しが無いと思います。よろしくお願いたします。

前回の委員会での意見、それから、電子申請という2項目ありましたけれども、いかがでし

ようか。

特にございせんか。それでは、私の方から一つだけよろしいでしょうか。

資料3の2ページ目では、令和4年度時点では市町村により電子申請に対応していない場合があると書かれていましたが、いま環境保全型農業直接支払交付金に関係している市町村がほぼカバーできるのはいつ頃を想定されていますでしょうか。見通しが分かれば教えていただければと思います。

(事務局) ありがとうございます。

電子申請にまだ対応していない市町村につきまして、現在、私ども担当者ベース、あと、農林水産省のシステム担当の方からお声掛けをさせていただいております。現時点では、まだ全国1,700あまりの市町村の中で電子申請に対応しているのは100市町村ほどと聞いているところですが、今後加速的に市町村においてこのシステムの方に接続設定等をされていくと見込んでございます。

(委員) ありがとうございます。e-Taxなどもそうですが、ある段階を超えるとどんどん増えていくと思いますので、年に1回とか半年に1回ぐらいでも結構なので、数字だけでも結構ですから、定期的に御報告いただけると委員の皆様もイメージが分かるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

(事務局) 承知しました。ありがとうございます。

(委員) そのほかに何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、後ほどまた気が付かれた点がありましたら御意見、御質問等いただければと思います。

それでは、議題の二つ目です。環境保全型農業の持続的な推進に向けた方向性の検討について(アンケート詳細案)を、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局) 資料3につきまして御説明をさせていただきます。

環境保全型農業の持続的な推進に向けた方向性の検討ということでございます。アンケート調査を実施するというところでございますが、これにつきましては、昨年9月の第3回の委員会でまず提起をさせていただきました。それから、第4回の12月に開催しました委員会の方で大まかな項目案ということで御説明をさせていただいたところでございます。今回につきましては、更にそれを深掘りした詳細案を御提案させていただきまして、皆様からの御助言等を頂ければと思っております。

まず、アンケートの詳細案というところがございますけれども、まず改めて振り返りという形になりますけれども、昨年5月にみどりの食料システム戦略を農水省で策定しまして、環境保全型農業の拡大を図っていくこととしたところがございますが、その推進を図る中でこの交付金制度につきましても持続的かつ効率的に運用していく必要があるという状況でございます。

また一方、基幹的農業従事者の高齢化といった状況もありまして、高齢の農業の方が離農だとか環境保全型農業の取組をやめられるという状況も懸念されつつある中で、現行のような取組の規模を維持していくことも困難になるのではないかとといったご指摘もいただいていたところがございます。こういった状況を踏まえて、アンケート調査等を行い、第3期に向けて様々な状況を把握しつつ制度改正等に役立てていこうということが主たる目的でございます。

それでは、資料の方で御説明させていただきます。アンケート調査では、大きく二つの調査を設定すると計画しているところがございます。

まず1点目としまして、環境保全型農業の実施に伴う追加的コスト・経営実態調査でございます。目的としましては、交付金制度の持続的かつ効率的な運用のため、環境保全型農業に必要な追加的コストや取組の継続に伴うその変化だとか、取組農業者の経営実態等を把握してまいりたいというものでございます。

調査対象者につきましては、この交付金で支援を受けている農業者ということでございます。調査手法につきましては、郵送等によるアンケート調査を見込んでございます。

なお、この調査につきましては委託事業としまして、今後民間調査会社等に委託することを考えてございます。

こちらにつきましては、平成30年度におきましても第2期の交付単価等の検討のために追加的コストの調査を実施したところがございますけれども、今回も令和7年度からの第3期に向けた、支援単価等を検討するために、追加的コストの実勢価格等を把握するというものが目的の一つでございます。

それから、併せて取組農業者の経営実態だとか継続年数でコストがどのように変化するかといった点も把握してまいりたいと考えてございます。

続きまして、2点目でございますけれども、環境保全型農業に対する農業者の意識調査でございます。目的としましては、基幹的農業従事者の高齢化等の状況において、環境保全型農業の持続的な推進を図るため、環境保全型農業に対する農業者の意識等、取組を維持・拡大するための課題などを把握してまいりたいというものでございます。

調査対象者につきましては、①で追加的コスト・経営実態調査を実施しますけれども、まず

はそちらの支援を受けている農業者の方を対象に調査を実施してまいります。それから、本交付金の支援を受けていない農業者も対象にしていきたく思っております。こちらの支援を受けていない農業者の中には、交付金による支援を受けずに環境保全型農業に取り組んでいる方も、慣行栽培を行っている方もいらっしゃると思いますが、どちらも含めた形で調査をしてまいりたいと思っております。それから、過去にこの交付金の支援を受けて取り組んでいたが、途中で断念した農業者に対しても対象として、調査をしていくというものでございます。

調査手法につきましては、郵送又はインターネットによるアンケート調査で、こちらも民間事業者の方に委託し調査を実施していくというものでございます。

それから、下の方に※印で2点ほど書いてございますけれども、その※印の2点目でございます。各調査における調査数につきましては、まず農業地域、北海道、東北だとかの農業地域だとか、あと作物別、これは水稲だとか麦・豆類、いも・野菜類等のバランスを考えて調査を実施してまいりたいと思っております。

また、併せて、特に意識調査の方につきましては、世代バランスの方も考え、調査を実施してまいりたいと考えてございます。

続きまして、次のページから細かい調査の内容について御説明をさせていただきます。

まず、環境保全型農業支払交付金の取組農業者向けの調査でございます。

(1)、(2)につきましては、営農に関する基礎情報として、把握してまいります。

このうち、(1)の営農に関する基礎情報という項目の中で、経営面積等を把握してまいります。これは前回の委員会の中で、追加的コストの調査につきましては、経営規模についても着目すべきという御意見を頂いたことを反映してございます。また、調査対象者につきましては、国の方でリストアップしていくことを考えてございますが、経営規模が大きいところ、小さいところ等を考慮しつつ選んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから、(3)の具体的な調査の内容になります。環境保全型農業の実施に伴う追加的コストということでございます。こちらが先ほど前のページでありました①の調査となりますが、まず調査事項としまして、大枠としまして、労働時間、資材費、あと、その他というものでございます。

まずは、労働時間でございますけれども、環境保全型農業の労働時間ということで、除草時間だとか病害虫の防除作業時間等を把握してまいりたいと思っております。それから、あわせて、追加的コストを把握する上で、慣行栽培時の労働時間の方も併せて聞いていきたいと思

ってございます。こちらの項目については、場合によっては環境保全型農業への転換が10年前、20年前というケースもございますが、分かる範囲で対象の農業者の方に聞いてまいりたいというものでございます。それから、環境保全型農業開始当初と比較した労働時間の変化ということで、開始5年・10年でどれだけ増減したのかなども把握してまいりたいと思っております。

それから、資材費でございますけれども、環境保全型農業に取り組むに当たって、堆肥の購入量だとか、緑肥の種子の購入費等の追加で発生する経費について把握してまいります。あわせて、不要となった資材費等も出てきますので、特に化学農薬だとか化学肥料の購入費などは当然減ってくる、不要となってくるというところでございますので、こちらも併せて把握していく形にしております。それから、労働時間と同様に、開始5年後、10年後時点の増減率等につきましても、把握していくというものでございます。

それから、その他取組に必要な費用、不要となった費用等を把握してまいりたいと思っております。具体的には、燃料費や利水費等を考えてございます。

それから、次のページにまいりまして、①の調査につきまして、経営実態という点についても今回把握してまいりたいというふうに考えてございます。

調査事項については、生産作物の販売価格や、販路の状況、また、単収の状況も把握してまいりたいと考えております。

それから、経営状況の自己評価ということで、こちらについても、アンケート形式になりますけれども、状況の方を把握してまいりたいというふうに思っております。

まず、販売価格につきましては、現在の販売価格、慣行時の販売価格からの増減率、それから、取組開始直後の販売価格等も把握していくというものでございます。

あと、販路につきましては、取組時の販路、それから販売のために取得している認証、それから慣行栽培時の販路といったような形で設定をしまして、把握してまいりたいと思っております。回答の項目につきましては、資料のような選択式にすることを考えておりまして、これ以外のものである場合は、その他記入欄を設けて記載いただくことを考えてございます。

それから、単収の状況です。現在の単収と取組開始直後の単収について、慣行栽培時の単収からの増減率にも留意して把握していきたいと思っております。

それから、経営状況の自己評価でございますけれども、環境保全型農業によって安定的な経営が可能なのか、また、安定的な経営が可能な場合の理由等も、選択式で把握してまいりたいと思っております。それから、困難な場合につきましても、記載の項目のとおり、項目を設定しつつ、選択式で把握してまいりたいと思っております。こちらの選択項目につきまして

は、複数回答ということで選択していただく形で考えてございます。また、それぞれにその他これ以外のものがあれば記載していただくというような形で、設計を考えているところでございます。

次のページにまいります。環境保全型農業の取組者を対象にした調査で、今度は②の調査、意識調査の方の項目でございます。

調査事項につきましては、今後の環境保全型農業の取組動向として、拡大したい、継続したい、それから、場合によってはやめたいといったような意向も出てくるかもしれませんが、そういう項目を設定してございまして、さらにそれぞれの場合の理由等も把握してまいりたいと思っております。

それから、取組を維持・拡大する上で、解決すべき課題等も併せて把握してまいりたいと思っております。回答項目におきましては、記載の項目を複数回答可の選択式で選んでいただく形式を考えてございまして、こちらに該当がない場合は、その他記載欄に記載いただくというような形で、設計してまいりたいと思っております。

それから、次のページにまいります。（6）で、こちらも取組、今、支援を受けている農業者向けの調査になりますが、取組継続への交付金の効果に関する意識ということで、交付金に参加したきっかけや取組継続への交付金の効果とを把握してまいりたいと思っております。

交付金に参加したきっかけにつきましては、こちらを把握させていただいて、今後の取組の推進に役立てていきたいと思っております。

あと、取組継続への交付金の効果ということでございますが、交付金による支援を受けることによって環境保全型農業を安定的に継続できているのか、あるいは、交付金支援があってもなかなか継続が難しいのか、こういった状況も把握してまいりたいと思っております。

それから、（7）番でございますが、有機農業への取組意向及び取組拡大加算の利用意向ということでございます。

こちらにつきましては、先ほど少し御説明をしておりますが、昨年5月に策定しましたみどりの食料システム戦略の中でも、有機農業の取組拡大を推進することとしているところでございますので、こちらの取組意向等を併せて把握してまいりたいと思っております。

なお、環境直接支払交付金では、令和4年度から取組拡大加算という加算措置を新たに設けたところでございます。こちらにつきましては、有機農業のノウハウを持たない方が新たに有機農業の取組を開始する際に、有機JAS認証を取得しているなど有機農業に関する知識や技術を有する方が行う指導等の活動を支援するというものでございますけれども、こちらについ

での利用意向ということで把握してまいりたいと思っております。

調査事項につきましては、有機農業以外の取組を実施している農業者に対しまして、有機農業への取組意向を調査するとともに、有機農業の取組を開始する上での課題等も把握してまいりたいというものでございます。

また、新たに設けた取組拡大加算の認知状況等も把握してまいりたいと思っております。

さらに、取組拡大加算を実施していない理由や実施するための課題についても、今後の取組推進のために把握してまいりたいと考えてございます。

続きまして、環境保全型農業支払交付金に取り組んでいない農業者向けの調査でございます。

こちら（１）で営農に関する基礎情報を把握してまいりたいと思っております。

それから、（２）が具体的な意識調査の項目となっております。

調査事項につきましては、まず環境保全型農業への取組意向ということでございます。このページにつきましては、環境保全型農業直接支払交付金に取り組んでいない方を対象としますが、その中には交付金の支援を受けずに環境保全型農業に取り組んでいる方も、慣行農業を実施している方も含まれると想定されます。このページの（２）の調査項目につきましては、いわゆる慣行農業を実施している農業者に対する質問項目となります。環境保全型農業への取組意向に加え、取組意向のある農業者につきましてはその理由、意向のない農業者につきましては、取り組もうと思わない理由等を把握してまいりたいと思っております。

具体的な項目につきましては、先ほどお示しした環境保全型農業直接支払交付金取組農業者に向けた調査の（５）番、拡大したい場合の理由だとか、縮小したい、やめたい場合の理由と同様でございます。この資料上は割愛させていただいてございますが、同様の選択肢を設定するよう考えてございます。

さらに、環境保全型農業を開始するための課題ということで、選択式で実態を把握してまいりたいと思っております。これに該当する項目がない場合は、その他欄を設けて記載していただくことを考えてございます。

資料３の８ページ目をご覧ください。

（３）交付金の認知状況及び参加の意向ということで、交付金の認知状況、知っている場合の情報源、交付金を利用していない理由等を把握してまいりたいと考えてございます。

次のページにまいります。環境保全型農業の継続を断念した農業者への調査です。

（１）、（２）では、営農であったり環境保全型農業の取組に関する情報等を基礎情報として把握してまいります。

(3) は意識調査の調査項目でございます。環境保全型農業の継続を断念した理由ということで、こちらも取組者向け調査項目の(5)の「縮小したい・やめたい場合の理由」と同様な項目を設定しまして、選択項目として設定していきたいと考えてございます。

環境保全型農業を継続・再開するために必要だと考える支援等についても複数の選択項目を設定して状況を把握していきたいと思っております。

こちらにつきましては、前回の委員会で、環境保全型農業を断念した農業者については、何があれば継続できたかという視点も含めて調査をした方がいいのではないかと御意見を頂いておりますので、それを踏まえて調査項目を設定したところでございます。

私からの説明は以上でございます。

(委員) ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のあった資料3の内容について委員の皆様から御意見、御質問があればお願いいたします。

(委員) まず、この調査の対象者についてお尋ねします。交付金を受けている人と、まだ取り組んでいない人、あるいはやめた人と調査対象を分けていることは良いと思いますが、この調査が個人を対象にしていることについて疑問があります。この交付金自体が複数の農業者等から成る団体を対象にしているという仕組みを取っていますので、個々の農業者の事情や意識も参考になることもあるとは思いますが、団体内の他の農業者からの影響や地域の実情がどうしても回答の中に入ってくると思いますので、対象者の選びかたにもよるでしょうが、一個一個の回答を独立したものとして扱うことができないのではないかと疑問が湧きます。その辺りをどのように考えられているのか伺いたいと思いました。

もう一つは、6ページ目の下段は、有機農業への移行に関する意識を聞く質問になっていますが、ここで言う有機農業の中には、例えば自然農法といった資材を全く投入しない農法も含めるのでしょうか。ここで言う有機農業の定義を伺えれば有り難いです。

(事務局) 御指摘、ありがとうございます。

まず、1点目の対象者でございます。この環境保全型農業直接支払交付金の要件としましては、農業者個人ではなくて、複数の農業者で団体を組んでもらうということを基本としてございます。調査に当たっては、国の方で調査対象者の名簿等を用意していきますが、基本的には、団体の代表者を対象にしていこうと考えてございます。代表者の方に調査をすることによって、その団体内の意識や、団体の連携だとか地域的な問題等も把握できればと考えてございます。

(委員) 分かりました。そうすると、団体を代表して回答する人の意見がほかのメンバーの

実情も反映しているというふうに捉えるわけですね。

(事務局) アンケートの項目的には個人に答えていただくことを想定した設定になりますけれども、調査の実施に当たっては、団体の代表者等を対象にしまして、団体としての課題や意見を把握できるように考えていきたいと思っております。

(委員) 分かりました。

(事務局) それから、2点目でございます。自然農法というもの、これをどのように捉えていくかというものでございます。

一つ目としまして、環境保全型農業直接支払交付金につきましては、いわゆる掛かり増し経費、追加的コストが生じる活動について支援をしていくことを基本としています。自然農法といったときに、例えば何もしなくても自然に営農、栽培等ができるような場合は、交付金の支援対象にはなりにくいのではないかと考えてございます。

あと、環境保全型農業直接支払交付金で支援の対象としている有機農業の取組は、現在は国際水準の有機農業、いわゆる有機JAS認証を取れるレベルの取組を要件としてございます。自然農法につきましても、化学農薬等を使わなかったりするためなので、一般的に有機農業の分類には入るかと思っておりますけれども、本交付金の支援対象としている国際水準の有機農業の要件を満たすとは必ずしも言いきれないのではないかと整理しているところでございます。

回答になっていましたでしょうか。

(委員) やはりここで言う有機農業というのは、あくまでも慣行栽培から転換したものという意味合いが強いということですね。追加的費用が掛かる取り組みを支援するという考え方が基本にあるということによろしいのですね。

(事務局) そのとおりでございます。

(事務局) すみません、事務局から1点補足させていただきます。

自然農法の考え方についてですが、現在の本交付金において、自然農法に関して明確に定義をしているわけではございません。また、現在「自然農法」を実践されている農業者の中でも、具体的な農法、つまり、作物残渣などをどのように使って土作りをしていくかや、病害虫防除をどのように行うのかなどは、実際にはとても多様なのではないかと考えております。このような状況の中で、この交付金としては自然農法という言葉自体を定義しているわけではございませんが、交付金の支援対象としている国際水準の有機農業の要件に当てはまる取組であれば支援の対象となっていこうと考えております。そのため、こちらのアンケートにおいても、基本的にはこの交付金で支援対象としている国際水準の有機農業の要件を満たす取組への移行

を考えていらっしゃる方を対象に、移行のための課題点などを聞いていくことを想定しております。

(委員) 分かりました。どうもありがとうございました。

アンケートの質問票ができた段階で、委員会でもう一回審議するのでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。

今回、詳細案について御提案させていただいているところでございますけれども、基本的に、できればこの委員会で御了解いただいて、今後、委託事業者等を決めて実施したいと考えております。

その中で、委託事業者からの提案も受けつつ、今回の委員会で御了解いただいた項目をベースに、実際の調査を進めてまいりたいと思っております。可能であれば、この委員会の中で御了解を頂ければと考えているところでございます。

(委員) 項目については特に異論がないのですが、実際にうまく聞けるかどうかというところに心配があるので、もう一回審議するのかなと思った次第です。

(委員) 事務局案としては、これらの項目についてこの委員会で合意すれば、あとは実務的に4月以降、業者の方と詰めて進めていきたいと、こういう理解でよろしいですか。

(事務局) はい。それで、事業者が決定した後、調査票作り等を進めていきますけれども、その調査票ができましたら、例えば実際の農業者にその調査票を使ってモニタリングして、それがちゃんと答えられるかといったことも確認しつつ進めていきたいと考えてございます。

(委員) それについては特に委員会で審議しなくていいということですね。今この項目についておおむね問題がないと思えば、それでいいということですね。分かりました。

(委員) 私の方から少し追加しておきます。

その場合、この委員会はそれで良いと思いますが、項目が非常に多岐にわたっています。一方、例えば基幹的農業従事者の平均年齢も既に60代後半です。ですから、業者の方にも、調査に回答するのにどのくらい時間が掛かるのか、細かいことを言えば、文字の大きさなどについても、答える人、対象をよく考えていただくようお願いいたします。聞きたいことは我々も農水省さんもたくさんあるのですが、答える方が回答に半日潰してしまったというようなことにならないように、くれぐれも配慮した形での実行をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。

調査の実施に当たりましては、先ほども申しましたけれども、調査を実施する前に農業関係

者等の方に実際に調査票を見ていただいて、どれくらい時間が掛かるのかとか、答えにくい項目がないかなどのモニタリングをした上で実施してまいりたいと考えてございます。そのため、ご指摘の点についても、回答に時間が掛かるといった課題点等が出てくれば、改善しつつ進めさせていただければと考えてございます。

(委員) そうすると、我々の委員会では、大まかなところでこういう調査をやるということ、今日の審議事項として決定するという形になります。その観点から、ほかの委員の皆様、追加の御意見、御質問等ございますでしょうか。

(委員) 質問の項目についてコメントします。資料3の5ページ目、環境保全型農業への意識の調査の(5)について、後の方にも同様の項目がありますが、この拡大したい場合の理由がもうちょっとあるのではないかと思います。やめたい方の理由は多くの選択肢がありますが、拡大したい理由についても同じくらい多くの選択肢を示せたらと思いました。そうすることで、取組をやることによって、それだけいいこともあるんだというふうに、インプットも同時にできるのではないかと思います。

自治体の方針だからとか、農協の方針だからとかという、消極的な理由が多く書かれていますが、その一方で、地球や地域の環境を良くしたいからというのは、ちょっと大ざっぱかなと思います。地球の環境と地域の環境というのは、別々のものとして見ている人が多いと思います。あるいは、生物多様性や生態系の保全をしたいからや、この風景が大事だからなど、ポジティブな理由も幾つもあると思います。今、有機農業や環境保全型農業をやっている人たちの心には、そういう思いがすごくあると思うので、そういったものも書き表していただいて、せめてやめたい理由と同じ数にはしていただきたいと思いました。

(事務局) 貴重な御意見、ありがとうございます。確かに項目としまして、地球や地域の環境を良くしたいからというような、大きくくりな質問項目にさせていただいていたところでございますけれども、こちらの方、少し細かく分類して、生物多様性だとか、例えば地球温暖化防止だとか、あと、先生が言われたように、景観的なところもあると思いますので、細かく分けつつ、設定をしてまいりたいと思っております。

(委員) 今のところに関連して、学校の現場でも環境教育がかなり入っていると思うので、拡大したい理由の中に、例えば地域の学校の方からそういう要請があったとか、そういう働きかけがあったとか、あるいは、環境教育と言えはちょっと硬い言葉になりますが、子供たちの将来に役立つとか、そういうようなことを考えている人がもしかしたらいるかもしれないので、そういう選択肢も設けてもらったらなと思いました。

以上です。よろしくお願いします。

(委員) ありがとうございます。是非その辺もよろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

(委員) アンケートの項目自体には特に異存ありません。ただいま委員の先生方から追加の意見がありましたけれども、それを反映いただいた上で実行していただければと思います。

1個、アンケートをやって、その先のことなので、今、回答を頂かなくても結構だと思えますけれども、今回の大きな目的としては掛かり増し経費とか経営状態を見ていきたいということだと思います。アンケートの中でも慣行をやっていた時代から環境保全型農業をやったときにどう変わったか、経費が変わったかと聞きますけど、それを基準にこれからの掛かり増し経費を考えていくのか、それともやはり地域毎の慣行のやり方をスタンダードなものとしてどれだけ掛かり増しがあったのかというのを考えていくのか、その辺多分整理しておかないと、どのデータを見て比較していくのかというところに詰まるのではないかと思うので、それをアンケートしながらまとめていく際に、多分今期のまとめだと思うんですけども、どういうふうにつなげるのかを検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局) ありがとうございます。承知しました。

掛かり増し経費というものを検討する中で、この調査項目にある慣行栽培時の経費だとか、今取り組んでいる経費等を把握して、それを基に検討していくという形が基本ではありますけれども、なかなか慣行栽培時の経費については、例えば、10年前だとかそういった時点の経費はちょっと分からないというようなケースも出てくるかと思ってございます。

慣行栽培の経費等につきましては、例えば農林水産省で実施しております農業経営統計調査の生産費統計を活用して全国平均的な経費、労働時間等をまずベースとして設定して考えていくという方法もございますし、そういった様々なデータを考慮しつつ、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

単純にいかないもので、また分析等もいろいろ必要になってくると考えてございますので、いろいろな統計資料等を使いながら検討してまいりたいと思ってございますし、委員会の中でもいろいろな御意見等を聴かせていただく中で検討をしてまいりたいと考えてございます。

(委員) 3点伺います。まず、アンケートのやり方について、先ほど委員長もおっしゃいましたように、例えば資料3の5ページなどは文字がすごく多くて、恐らくもうこういう紙が送られてきただけで答える気がなくなるというか、かなりハードルが高いと思うので、アンケート調査の説明会を開いて、例えば先ほど説明のあった電子申請に切り替えるための説明会とか

会合があるときに集めた人たちに会場で記入してもらったり、会った対面で説明したり、そういう時間を設けたりすればいいのではないかなと思いました。

それから、細かい内容について2点ですけれども、4ページの販路について伺います。

先ほど、他の委員もおっしゃった有機JASの部分ですけど、これは農水省の認識では環境保全型は、2万3,000ヘクタールのうちの有機JASを取っているのは大体半分ぐらいだったという数字があったと思うのですけれども、つまり言いたいことは認証を取得しているか、していないかというの聞けばいいのではないかと思います。認証取得してない農家が半分いるはずなんですよね、面積で言うと。ということで、今、特にみどり戦略で、有機JAS自体の在り方が、3年掛かるとか、いろいろ運用の仕方にいろいろ課題が出てきている気がして、せっかくならその辺りもうちょっと追求して聞きたいなという気がするんですけど。

つまり認証を取っているか取っていないかも項目に入れてほしいと思います。また、有機JAS以外の認証というところもざっくりしていますが、よく聞く話として、例えば有機JAS3年目取るまでに自治体とかの地域だけの認証とか、あるいは県レベルの認証とか、そういうものを作っているところが多いです。今回の調査では他の項目も細かいので、細かく聞いてあげたら、現状を把握した質問項目になるのではないかと、その他とざっくり聞くのではなくて、そういう県レベルとか地域レベルの認証があるならそういうことも聞いたらいいいのではないかとということです。

最後にもう1点。取組時の販路という部分ですけれども、これも今、環境保全型農業がどんどん広まっていく中で、まず生協という項目がある方がいいのではないかと。消費者への直接販売という選択肢が1個になっていますが、産直アプリが今はすごく伸びていて、消費者への直接販売と一言で言っても、生産者が自分で宅急便を作って送るという本当の直接販売もあれば、生協や産直アプリのようなCSA的な産直提携とか産消提携も増えているので、その辺もその他とするのではなく、細かく聞いてあげた方が現状把握につながるのではないかと思います。

以上です。

(委員) ありがとうございます。

三つ、非常に貴重なポイントです。アンケートのオペレーション。次に認証の取得。それから、実際の農産物販売に関するオペレーションの詳細、このように私は理解しましたが、この辺りいかがでしょうか。

(事務局) まず調査に当たって、なかなか文字等が多くて分かりづらかったりするという点

があって、対面等で説明会等を開いた方がいいのではないかなという御意見だったと思います。

調査票につきましては、事前に農業者の方にヒアリング等を行って、調査票を見せつつ回答してもらいなどモニタリングをしてから実施するように考えてございます。調査票につきましてもできるだけ答えやすいように、民間事業者の方に作成をしてもらおうというふうに今考えてございます。

また、対面で説明ということでしたけれども、全国規模で農業地域別に、各県にある程度サンプル数を設けて実施していくという中、コロナ禍の状況等もあって、なかなか集まってもらうということは難しいかなと感じているところではございます。

そういった中で、事前のモニタリングだとか、記入の仕方だとか、そういった点を工夫させていただいて、なるべく分かりやすい形で実施していければと思っております。

2点目でございます。有機JASだとか地域認証の状況も把握した方がよいのではないかなという御意見でございました。調査項目の中で、有機JASの認証の取得状況だとか、そういった点も入れ込んで把握してまいりたいと思います。それによりいろいろな状況等が分かってくるのかなと思っております。

それから、先ほどの販路ということでございます。生協なども入れてまいりたいと思います。現在は消費者への直接販売という、大括りなものにしてございますけれども、先ほどおっしゃられたアプリをはじめ、例えば通信販売だとか、道の駅などで直接販売しているとか、その辺を少し分解して細かくした形で設定して把握してまいりたいと考えてございます。

(委員) はい、ありがとうございました。

(委員) どうでしょう。予定の時間がかなり超過していますので、細かい内容は別として、このアンケートを新年度4月から実際に実施していただくということで、実際のアンケートのやり方、項目、それから内容その他も含めて総論了承という形で進めていただき、御意見を踏まえた形で実施するというのでよろしいでしょうか。後ほど場合によっては、個別の御意見に対しては各委員の先生方に御確認がいく可能性があります、ということで承認という形でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、確認させていただいたという形にしたいと思います。

その次、中間年評価の構成についてということで、資料4の議題がありますので、事務局の方、申し訳ないですが、時間がもう30分を切っていますので、5分程度で説明をお願いできま

せんか。その後の意見交換の時間を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(事務局) それでは、資料4について、要点を絞って御説明をしたいと思います。

現在投影しておりますページは、第2期の評価に向けたスケジュールということで、これまでの委員会でもお示ししていたスケジュールです。令和4年度は中間年評価を行う年となっております。

3ページ目は前回委員会でお示しいたしました国の中間年評価の構成案の再掲となります。こちらの構成案のうち、今回の委員会では資料の中のオレンジ色で示している箇所について、事務局より提案、報告をさせていただきたいと考えてございます。

次のページにまいります。まずは都道府県の中間年評価についての御提案です。この交付金の中間年評価につきましては実施要綱、実施要領の規定によりまして、まず都道府県が評価を行い、その報告を受けて国が中間年評価を行うこととなっております。このため、令和4年9月を期限としまして、こちらの構成案に沿って中間年評価を行っていただくよう都道府県に依頼してまいりたいと考えてございます。

都道府県中間年評価の構成としましては、まずⅠとして都道府県における環境保全型農業の推進方針等、Ⅱとして支援対象取組の実施状況及び都道府県が設定した要件等、Ⅲとして環境保全等の効果、Ⅳとして以上を踏まえた事業の評価及び今後の方針となっております。

具体的な様式案につきましては、参考資料3に添付してございます。

次の5ページから6ページ目にまいります。こちらは前回委員会で事務局より御報告いたしました生物多様性保全効果の調査結果について、委員の皆様には様々御議論、御意見を頂きました内容を踏まえ、中間年評価に記載する論点として再度提案するものでございます。

5ページ目では、まず様々な国際的な目標やイニシアチブにおいて農業と関連する生物多様性の保全が掲げられていることについて整理してございます。具体的には、SDGsや国連生態系回復の10年などがございます。

このような前提の下、二つ目の○としましては、これまでこの委員会の中で行ってきた調査等を踏まえて、この交付金の支援対象取組が、一つには持続的な農業、食料生産の基盤としての生物多様性の保全に、そして二つ目の視点としまして、人類共通の財産としての我が国の生物多様性の構成要素である農地生態系の生物多様性保全、その両面に貢献する可能性が高いということが部分的にはありますけれども、明らかになったと評価できるのではないかと整理してございます。

続くページです。こちらは今後の生物多様性保全やその評価に向けた課題を整理してござい

ます。一つ目は、今後、生物多様性保全効果を更に発揮していくためには、高い効果が確認された取組を引き続き推進するとともに、生物多様性保全効果の向上に寄与する面的なまとまりを持った取組を推進していく必要があるのではないかという点です。二つ目としては、今後の生物多様性保全効果の調査・評価に向けて、より包括的に評価できる評価手法の検討や、より省力的な調査手法といったものも検討していくことが課題だと整理してございます。

続くページにまいります。こちらは水質保全効果に関する評価の案でございます。

この環境保全型農業直接支払交付金では令和元年度までの第1期では地球温暖化防止効果と生物多様性保全効果という二つの環境保全効果を対象としておりました。令和2年度からの第2期では水質保全等その他の環境保全効果も対象とできるように制度を見直しております。

令和3年度現在では、この水質保全を目的にした取組としまして、水稻における緩効性肥料の利用の取組が滋賀県の地域特認取組として設定されてございます。

このページの左下にはこの取組に関する既存の学術的知見を示しておりますけれども、緩効性肥料の利用により、一般に圃場からの窒素の流出負荷の低減に寄与することが確認されてございます。

また、このページの右側には滋賀県が令和元年度に圃場で実測した結果を示しておりますけれども、化学肥料を5割低減してかつ緩効性肥料を利用している圃場では、化学肥料を5割低減しただけの圃場と比べて窒素の流出負荷が軽減されているという調査結果が得られております。このため、この取組には全窒素流出負荷の低減という水質保全効果があると評価できるのではないかと考えてございます。

続いて、次のページにまいります。この緩効性肥料の利用の取組は、前のページで整理しましたように窒素の流出負荷を低減する効果がある一方、この緩効性肥料として利用される資材の中には樹脂製、いわゆるプラスチック製の被膜殻を用いたいわゆる被覆肥料も中にはございます。そして、近年、被膜殻の流出による海洋汚染への懸念も高まっているところです。

そのため、この取組を行っている滋賀県においては、プラスチック製の被膜殻を用いた緩効性肥料を利用する場合には、田植前の強制落水を行わない水管理や被膜殻の回収をすることを取組要件とすることで被膜殻の流出防止を図っているところです。そういったような状況ではございますけれども、将来的にはより根本的な対策として、樹脂製の被膜殻に頼らない代替技術への転換を図っていくことが課題になる、そういったところもこの中間年評価で併せて評価してはどうかと考えてございます。

次のページにまいります。9ページ目から11ページ目までは前回委員会での御意見を踏まえ

て、取組により期待される地球温暖化防止・生物多様性保全以外の様々な副次的効果ですとか、効果を十全に発揮させるための留意点について既存知見を踏まえて整理してございます。

詳細の御説明は割愛させていただきますけれども、このような知見を参考に、それぞれの地域の気候や土壌、周辺環境ですとか農業の条件を踏まえて、自然生態系の仕組みをうまく生かせるような環境保全型農業の取組を行っていただくことで、様々な効果を地域で発揮していくことにつながると考えてございます。

続いて、12ページ、13ページ目です。温暖化防止効果と生物多様性保全効果のトレードオフの可能性と解消技術についてです。これまでの第三者委員会において、一部の取組について、温暖化防止には効果があるけれども生物多様性にマイナスなのではないか、逆に生物多様性に効果があるけれども温暖化防止にはマイナスなのではないか、そういった課題が提起されていたところです。

このような温暖化防止効果と生物多様性保全効果、それぞれの対策の関係性に関する議論はこの環境直払だけではなく世界的にも様々なされております。例えばこのページの下にありますけれども、2021年にはIPBESとIPCC、それぞれ生物多様性条約と気候変動枠組条約の政府間専門家組織が合同でワークショップを開催しまして、気候変動の緩和策と生物多様性保全策の中では相乗効果もあればトレードオフもあるため、相乗効果を伸ばしつつトレードオフを最小化していくことが大事だというような報告書もまとめられてございます。

そこで、この環境直払におけるトレードオフの解消について、これまで御指摘いただいた内容を踏まえまして、令和3年度の委託事業において、トレードオフの可能性評価と解消技術の検討にむけた調査を実施しました。

具体的な調査結果について簡潔に申し上げます。ページの左側は冬期湛水管理の取組です。生物多様性に効果がある一方でメタンの発生が増えてしまうのではないかとというトレードオフの懸念です。こちらにつきましては、まず冬の間は温度が低いのでメタンの発生が限定的であることや、冬期湛水管理の後も水を張ったまま翌年の作付けをすると夏場のメタンが増えてしまう可能性があること、冬期湛水管理が終わった後に一度水を落として土壌の中に酸素を供給すれば夏場のメタン発生も抑制することができるということが分かっております。

右側は長期中干しの取組です。メタンの削減に資する温暖化防止の取組ですが、それによって水生生物の生息環境が悪化してしまうのではないかとというトレードオフの懸念です。トレードオフ解消技術としては、圃場の中での取組としては、中干しをしたときにも生物が避難できる深い溝（江）を設置することが有効である可能性があります。あるいは地域視点での生物多

様性の保全、すなわちその地域の中で生物の絶滅を防いでいくという観点では、例えば地域の中にビオトープなど常に水があって生き物が生息できる環境を確保しておくことや、あるいは地域の中で作付けする品種が複数あれば、結果的に中干しの時期がずれることで生き物の生息場所が常にどこかで確保されている状況を作り出し、トレードオフを解消できる可能性があります。

このように、環境保全型農業の取組には、取り組み方によってはトレードオフが懸念される場合もありますが、地域の環境や営農方法の在り方を踏まえて、それぞれの地域で適切な対策を講じていくことで、温暖化防止効果と生物多様性保全効果の両立を図っていくことができるのではないかと考えてございます。

私からの説明は以上となります。

(委員) じっくり説明していただければ多分倍以上の時間が十分必要なところ、ポイントだけありがとうございます。

それでは、ただいま御説明があった内容につきまして、御質問、御意見等がございましたら、残り時間も限られていますが、是非お願いいたします。いかがでしょうか。

(委員) 御報告ありがとうございます。質問の方も手短にしたいと思います。質問というかコメントになります。

生物多様性のところをまとめてありますけれども、要点をよく押さえた形でまとめてあって、問題ないかと思えます。特に農地で守る生物多様性というのは生産者にとっても魅力的なものではないといけませんし、それが国民、消費者に対しての財産、この制度が公益性を守るところがありますので、それに寄与する貢献ということで、二つ生産者と公益性というところに貢献するというのが明示的に示される、結果もそれも伴って示されていますので、本当にいい制度だなと考えています。それがまとまって紹介されるというのは私としても心強い内容になっています。

今後の課題がありますけれども、これは研究開発側も取り組まなければいけないことがありますので、これからも連絡を取り合いながら発展させていければと思っています。

もう1つ、水質保全のところですが、実は私もこれは専門ではないので、職場に窒素循環の専門家がいて、その方にちょっとコメントを頂いてきたんですけども、今、御紹介してよろしいでしょうか。

(委員) 手短にできるのであれば。

(委員) はい、分かりました。

今回私が所属する機関の研究者からコメントを頂いてまいりました。緩効性肥料による水質保全の効果については文献レビューによって平均3割減ということが示されています。今回、化学肥料5割低減したそのもの自体がもう水質浄化に働く、水田を対象としてそこで緩効性肥料を使った場合にどのくらい減るかというのを検証した滋賀県の結果になりますけれども、それでも1割減少につながる、緩効性肥料を使うことによって1割減少につながるということが示されておりますので、本取組が窒素流出削減効果としてかなり効果があるというふうに評価して差し支えない、というふうに考えていらっしゃいます。

また、次のページになりますけれども、プラスチック被膜による環境保全を防ぐための取組も同時に示されていますので、適切な方法で普及が進められているということで、こちらも問題がない、というコメントになっております。というところです。

もう1つ、最後コメントですけれども、地球温暖化防止と生物多様性のトレードオフのところで、今回、委託事業ということで文献と現地調査をしながらまとめられたと聞いていますけれども、トレードオフが発生しない状況も十分にあり得るということがまず示されているのは大きいかと思えます。全てにおいてトレードが発生して、どの地域も対策を取らなければいけないとすればやはり大変だと思えますが、地域によってはトレードオフが発生しないので、例えば地球温暖化防止にしっかり貢献していただくような取組を重視していただく。どうしても生物の生息の状態によってはトレードオフが発生するという状況だったら対策を取るというふうに、まず入口の段階でどういう地域の生物相があり得るのかを簡便に評価して対策を分けていくというようなところも考えていければ、トレードオフの関係というのは十分に回避できるのかなと解釈しましたので、私たちも今、農水省からの委託プロジェクト研究の中で、トレードオフの解消に向けて取り組んでいるところです。今回頂いた報告を参考により実用的な現場で使えるような対策技術と事前の調査のガイドラインみたいなどころを含めて検討していきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

(委員) 一言だけ。最後の地球温暖化防止と生物多様性保全のトレードオフについては引き続き注意していく必要があると思いますが、国際動向もレビューしていただいていますので、今後もやはり日本として多様な地域に適用したものがちゃんとできているんだということを示せるようなものに持っていかればと思います。

以上です。ありがとうございました。

(委員) ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。特にございませんか。

よろしければ、この形で中間年評価という形になりますが、これは一応この委員会です承しただくと、これをベースに都道府県中間年評価のことまで含めて先へ進むという形になります。この秋、令和4年度の上半期、9月末ぐらいまでという理解でよろしいですか。

(事務局) 都道府県の中間年評価につきましては、一旦令和4年の9月ぐらいを目途に都道府県に作成していただきまして、その報告内容も踏まえて国の中間年評価をどのようにまとめていくかを改めて委員会に御提案させていただければと考えてございます。

(委員) はい、分かりました。今の事務局からの説明にあったような形でいきたいという提案ですが、それでよろしいでしょうか。この件に関しては、了承していただけるという形で、委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、資料4については了承していただいたという形にしたいと思います。

それでは、次、資料5について、時間が限られてきましたけれども、これも事務局から説明を簡単をお願いいたします。

(事務局) それでは、環境保全型農業直接支払交付金の令和4年度の予算についてお話ししたいと思います。資料5-1を御覧いただければと思います。

こちらの方でございますように、昨年度一番右上の方、数字を見ていただければ分かると思うんですけども、昨年度24.5億だったところ26.5億円予算を確保したところでございます、昨年比で1割増ということで面積もできるだけ1割増していきたいと思っていますところ。

どんな点が変わったかと申しますと、まずは総額が1割増えたところになるんですけども、中身については今回から有機農業の取組拡大加算ということで加算措置の方を増やしてございます。

また、右下の方に記載がありますが、有機農業に新しく取り組む農業者の受入れ・定着に向けて栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対して、活動によって新しく増えた新規の取組面積に応じて10アール当たり4,000円を交付するといったものを新しく加算措置として追加したところ。

また、もともとの要件にあった国際水準GAPの取組については、みどり戦略を踏まえて「みどりのチェックシート」という形で新たに内容を組み直したところで、そういった細かい変更点もありますが、まずお伝えしたいのは総額として26.5億確保して、より環境保全型農業を推進していくということで、農水省として頑張っていきたいと思いますので、是非委員の皆様方も次のページ以降、資料5-2の方でチラシ等を付けておりますので、もし機会があればこちらを使って農業者の方々、関係団体の皆様方にお知らせいただければと思っていますところ

です。

今、御紹介した環境保全型農業の交付金というのは、生産部分のグリーン化を図るものですが、みどりの戦略というのは生産部分だけではなくて、調達から生産、消費から全部一貫通貫でグリーン化を図っていく、持続的な食料システムを作っていくものとなっております。

こちらに関しても大幅に様々な新しい予算を付けております。まずは一番上にあるような研究開発の予算で35億円付けているところですし、みどりの食料システムの総合対策ということで補正と合わせて34億円ほど、有機農業を含めた様々なモデル実証等を行う予算も付けているところではあります。

もちろん環境保全型農業を含めた生産現場への支援というのもこれまで以上にグリーン化の方向に進めるように拡充しているところですので、これら一体となって農林水産省、生産現場のみならずフードサプライチェーン全体でグリーン化を進めていき、持続的な食料システムの構築に向けて進めていきたいと思っておりますので、また引き続き委員の皆様方には御理解、いろいろなところへの発信等もお手伝いいただくと有り難いと思っております。

随分早口となってしまいましたけれども、説明については終わります。

(委員) ありがとうございます。ただいまの御説明に関しての御意見、御質問等がございますか。

よろしいでしょうか。

最後に、私の方で全体の印象のコメントだけ一つ述べさせていただきます。

今日、スタートでいろいろアンケートの話などがありましたが、その前にeMAFFの話もありました。この委員会という話ではないのですが、どこかの段階でこういった様々なアンケートで出たデータをeMAFFの中にうまく統合できるようなことを、多分農水省さんは既に考えられているのでしょうかけれども、今年度ではなくても構いませんので、何年か掛けて統合していくというような形を視野に入れておかれたらよいかという感じがいたします。

そうしないと各部局でその局面ごとに別々のアンケートばかり作っていくという形になっていきます。せっかく取ったアンケートのデータを共有できる形で蓄積するというようなことができればそれはそれで使い途があるのかなという感じがしました。これは単純な私の印象です。

そのほか、委員の皆様、何かここだけは言っておきたいというようなことはございますでしょうか。年度の最後でもありますので、若干、二、三分残っていると思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。もしほかになければ、これで事務局の方に進行をお返ししたいと思います。

ます。

時間の関係で後半の議論が少なくなりましたが、皆さん御協力、ありがとうございました。

それでは、事務局に返したいと思います。

(事務局) 大変ありがとうございました。

最後に事務局より御挨拶を申し上げます。

本日は第5回環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会ということで、年度末の大変御多用な中、御参集いただきまして、また大変熱心に御議論、御助言賜りまして誠にありがとうございました。感謝申し上げます。

本日も委員会で頂きました様々な御助言、御指摘、こういったものをしっかり踏まえまして、来年度予定してございます中間年評価、こちらにしっかり取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

また、本日の議論であります環境保全型農業直接支払交付金をはじめとしました各種予算については、着実に活用いたしまして、環境保全型農業の更なる推進にしっかり取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

引き続き委員の皆様方におかれましては、それぞれの御専門の御立場から御助言等を賜りますよう引き続きお願いを申し上げます、簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(事務局) それでは、本日の委員会はこれで閉会にいたします。

次年度の委員会の日程等につきましては、追って事務局から皆様に御相談の上、調整させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

12時00分 閉会